

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十五年八月三十日

告 示

目 次

振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む）印に関する告示の一部改正

（市町村課）

一  
ページ

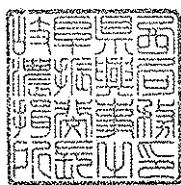
岐阜県告示第四百三十二号の二

振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む）印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第一百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田 筆

イ  
一 5イを次のように改める。



書体 てん書  
大きさ 二十三ミリ×メートル平方

平成二十五年八月三十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社